

令和2年度

監査年報

—監査のあらまし—

平塚市監査委員事務局

令和3年10月

目 次

1 令和2年度監査実施状況	1
(1) 財務（定期）監査	1
ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務） ..	1
イ 小学校・中学校・幼稚園・公民館の監査	5
(2) 行政（重点）監査	10
ア 重点テーマ「普通財産の管理状況について」	10
イ 監査対象	10
ウ 監査結果	10
(3) 随時監査	11
ア 工事監査	11
(4) 財政援助団体等監査	12
ア 出資団体監査	12
イ 指定管理者監査	12
(5) 決算審査	14
ア 令和2年度平塚市公営企業会計決算意見について	14
イ 令和2年度一般会計・特別会計決算意見について	16
(6) 財政健全化審査	20
ア 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について	20
イ 健全化判断比率審査の結果	20
ウ 資金不足比率審査結果	20
(7) 現金出納検査	21
ア 現金出納検査の結果	21
(8) 工事現場視察等	21
2 住民監査請求	22
(1) 令和2年度住民監査請求事例	22
(2) 年度別請求件数等（過去5年間）	29
(3) 請求事案及び処理結果（過去5年間）	29
3 監査の体制	30
(1) 監査委員	30
(2) 監査委員事務局	30
4 令和2年度を振り返って	31

1 令和2年度監査実施状況

平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）に準拠して、次のとおり監査を実施した。

(1) 財務（定期）監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項及び第4項）

- ・財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査は、部単位（行政委員会等を含む。）で実施した。対象は、前期（4～6月）は令和元年度分、後期（10～3月）は令和2年度分とした。
- ・小学校及び中学校における予算の執行、収入・支出事務及び財産の管理事務並びに幼稚園及び公民館における財産管理事務については、9～10月に現地調査を実施した。

ア 一般監査（予算の執行、収入・支出事務、財産管理事務）

(ア) 監査対象部局・監査対象課・監査実施日

監査対象部局 (機構順)	監査対象課	監査実施日
市長室	秘書課、広報課、危機管理課	中止
企画政策部	オリンピック・パラリンピック推進課	中止
総務部	契約検査課、庁舎管理課	令和2年12月23日
産業振興部	農水産課	令和2年12月23日
市民部	人権・男女共同参画課	中止
福祉部	障がい福祉課、介護保険課	令和2年11月24日
健康・こども部	保険年金課	令和2年11月24日
環境部	環境施設課	中止
まちづくり政策部	交通政策課	中止
都市整備部	建築住宅課	中止
土木部	土木総務課	中止
	下水道経営課（企業）、下水道整備課（企業）	中止
行政委員会等	会計課	令和2年12月23日
学校教育部	教育指導課、教育研究所	中止
社会教育部	社会教育課、博物館	中止
消防本部	消防総務課、予防課、消防救急課、情報指令課	令和3年2月18日
市民病院	経営企画課、病院総務課、医事課	令和2年4月23日

(注1) 網掛け…財務に関する事務で、指摘及び要望事項があり、措置内容があるもの

(注2) 下線…財産の管理事務で、指摘事項等の記載があるもの

(イ) 監査結果

a 指摘・要望事項（文書で公表したもの）

指摘事項 3件
 要望事項 0件 合計 3件

分類

指摘事項	①法令に違反すると認められる事案 ②予算目的に反していると認められる事案 ③不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案 ④事務処理等が適切でないと認められる事案 ⑤経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案 ⑥事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案 ⑦前回までの監査で指摘事項又は要望事項となっている事案であって、是正、改善等のための努力又は検討がなされていないと認められるもの
要望事項	要望又は付言をする必要があると認められる事項 （改善を求める事項が監査対象部課にとどまらず他部課にも関連する場合、その事務を総括する部課に対し要望事項として全体的な対応を求める）

・財務に関する事務の執行について、次の記載以外の課については適正に行われているものと認められた。

○ 産業振興部 農水産課（令和2年12月23日監査実施）

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 収入事務において、行政財産使用料の納入通知書の未送付や、漁港区域占用料の納入通知書の送付遅延が多数見受けられた。また、繰り越した国庫支出金において、調定伝票の起票漏れがあった。 収入事務については、前回監査時に指摘を受け、事務処理チェックシートを見直すとともに、課長や担当長によるチェックの徹底など、再発防止に取り組んだにもかかわらず、不適切な取扱いが再度生じたことは誠に遺憾である。 監査においては、対象課から事務引継ぎの状況等について説明されたが、人事異動などの場においては、十分な引継時間が確保できないこともあるので、分かりやすく確実な事務処理を確保するためにマニュアルを総点検するなど、平塚市財務規則等に則り講じた措置を、確実かつ適正に遵守する組織風土を構築されたい。	(1) 収入事務において、ミスの再発防止を徹底するためには、全員で共通の意識を持ち、確認し合うことが確実と考えています。特に、年度末及び年度初めに注意することから、その時期の業務を抽出したリストを作成し、担当長と課長で共有してチェックを行います。また、庁内システムのスケジュール機能を活用し、年度末及び年度初めの事務処理について、一定期間注意喚起を行うことで、課内の職員全員でスケジュールを共有し、お互いに気づき合う仕組みを作り対応していきます。

○ 健康・子ども部 保険年金課（令和2年11月24日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 国民健康保険事業特別会計の国民健康保険賦課徴税事業における契約事務において、自動音声電話催告システム賃借料で平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあったので、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 契約事務においては、再度、平塚市契約規則を確認し、担当者及び副担当者などにより複数名で確認作業を行うなど、再発の防止に努めていきます。</p>

○ 市民病院 経営企画課、病院総務課、医事課（令和2年4月23日監査実施）

監査の結果	措置の内容
<p>(指摘事項)</p> <p>(1) 委託等の契約事務において、発注者(病院事業管理者)保管の契約書に関する発注者印漏れや契約年月日の記入漏れを確認し、随意契約の適用条項誤りも散見された。</p> <p>また、賃貸借契約においては、不要な契約分割が見受けられた。</p> <p>さらに、有形固定資産の取得・管理・処分にかかる保育所借上料では、所有権移転ファイナンスリースとして会計処理をすべきところ、リース資産にかかる会計処理に誤りがあった。</p> <p>地方公営企業法施行令、平塚市病院事業契約規程等に則り、事務処理の方法を再度確認するとともに、着実なチェック体制を構築し、今後の事務の執行に当たり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>(1) 契約書の印漏れ及び契約年月日の記入漏れについては、契約書の取り交しが終了した時点で、担当者による再確認と同時に、担当長によるチェックを追加します。また、随意契約適用条項誤りについては、担当者による再確認の徹底と、決裁時に課長及び担当長によるチェックを強化します。</p> <p>賃貸借における契約分割については、令和2年度から見直しを図り、入札を実施し契約を締結しました。今後も平塚市病院事業契約規程に則り適正な契約を行うよう努めます。</p> <p>ファイナンスリースにおける会計処理の誤りについて、令和元年度決算にて修正いたしました。契約内容を正確に確認し、適正な会計処理を行うよう努めます。</p> <p>今後も地方公営企業法施行令、平塚市病院事業契約規程に則り適正なる事務の執行に取り組んでいきます。</p>

b 主な指摘項目 (aの指摘事項を含む。)

- (a) 歳入
 (i) 指摘した課 1課
 (ii) 主な指摘項目 下記表参照
- (b) 歳出
 (i) 指摘した課 2課
 (ii) 主な指摘項目 下記表参照

分類

未作成	作成すべき書類を作成していない
時期誤り	書類の日付の記載(時期)に誤りがある
金額誤り	金額の記載に誤り(未更正を含む。)がある
その他の記載誤り、漏れ	日付、金額以外の記載に誤りがある
印漏れ、誤り	押印が漏れて(誤って)いる
(入札)適用条項誤り	入札にあたっての適用条項に誤りがある
(随意契約)適用条項誤り	随意契約にあたっての適用条項に誤りがある
実態とのかい離	契約と実態にかい離がある
その他の誤り(上記以外)	上記以外の誤りがある

	主な指摘項目
歳入 17件	調定 ・時期誤り、漏れ 1件 収納金通知書 ・時期誤り、漏れ 16件
歳出 11件	契約執行伺 ・随契適用条項誤り 5件 契約書 ・その他の記載誤り、漏れ 1件 ・印漏れ、誤り 3件 ・その他の誤り(上記以外) 1件 その他 ・実態とのかい離 1件

・財産の管理事務については、次の記載以外の課については良好に管理されていた。

○ 消防本部 消防総務課、予防課、消防救急課、情報指令課(令和3年2月18日監査実施)

施設名	監査結果
第7分団	ガラスに一部亀裂あり。

イ 小学校・中学校・幼稚園・公民館の監査

(ア) 対象施設 (令和2年10月29日監査実施 (令和2年9月に現地調査))

小学校	10校	大野、中原、豊田、神田、城島、横内、真土、松が丘、相模、大原
中学校	5校	中原、神田、大野、大住、横内
幼稚園	1園	土屋
公民館	7館	旭南、金田、神田、大原、金目、松原、八幡
計 23施設		

(イ) 監査結果

a 小学校、中学校、幼稚園

- (a) 経理事務の状況 適正
 (b) 備品の管理状況 良好
 (c) 施設の管理状況 次の記載以外については良好に管理されていた。
 要望事項1件 (学校施設)

小学校 10校

小学校名	監査結果
大野小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①南棟校舎 昇降口の屋上面 仕上げの破損 ②南棟校舎 屋上面 仕上げの破損 ③北棟校舎 屋上周り 排水溝詰まり ④北棟校舎 防火シャッター手動閉鎖装置の押し破り板欠損 ⑤屋内運動場 軒先 金属系パネルの腐食</p> <p>【遊具】</p> <p>①築山滑り台 滑り台部：安全マットの未固定 支柱：塗装剥離、腐食 築山部：すべり面の破損・亀裂、ロックチェーンのコンクリート摩耗 頭部挟み込み危険あり</p> <p>3 備品については、245点中43点を実査し、良好に管理されていた。</p>
中原小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①1階図工室横の階段 非常口建具の破損</p> <p>3 備品については、284点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
豊田小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【遊具】</p> <p>①コンビネーションジム 床板の腐朽、接続金具の摩耗、ロープの摩耗・ほつれ</p> <p>3 備品については、159点中41点を実査し、良好に管理されていた。</p>

神田小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①北棟校舎 防火扉のヒューズ装置欠損</p> <p>②敷地内（南棟校舎付近） 排水溝詰まり</p> <p>【遊具】</p> <p>①6×6 ジャングルジム 接続部3箇所の腐食穴</p> <p>②単柱式バスケットゴールA ゴールネットの欠落、支柱の腐食</p> <p>③単柱式バスケットゴールB ゴールネットの欠落、バックボードの破損、支柱の腐食</p> <p>3 備品については、214点中46点を実査し、良好に管理されていた。</p>
城島小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①屋上周り 植物繁茂</p> <p>【遊具】</p> <p>①高鉄棒 握り棒（3本）が回転する状況、3箇所に腐食穴</p> <p>②サッカーゴール（アングル） ネット張りワイヤー破損</p> <p>3 備品については、183点中43点を実査し、良好に管理されていた。</p>
横内小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、235点中40点を実査し、良好に管理されていた。</p>
真土小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、254点中45点を実査し、良好に管理されていた。</p>
松が丘小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、219点中43点を実査し、良好に管理されていた。</p>
相模小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、254点中41点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大原小学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、194点中44点を実査し、良好に管理されていた。</p>

中学校 5校

中学校名	監査結果
中原中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①校舎 吊元ボルト欠損</p> <p>②校舎 防火シャッター温度ヒューズ外しても動作せず</p> <p>③技術科棟校舎 外壁北側梁下クラック爆裂</p> <p>④技術科棟校舎 外壁西側梁下クラック爆裂</p> <p>⑤技術科棟校舎 外壁南側窓枠クラック爆裂</p> <p>⑥技術科棟校舎 外壁南側壁面クラック爆裂</p>

	<p>【遊具】</p> <p>①バスケットゴール（プール側） 腐食</p> <p>②5連可動式鉄棒 握り棒・接合部の腐食、落下防止チェーンの破損、塗装剥離</p> <p>3 備品については、350点中50点を実査し、良好に管理されていた。</p>
神田中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①北棟校舎 屋上面・屋上周りの植物繁茂、伸縮目地劣化</p> <p>②本校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置1箇所</p> <p>③北棟校舎 防火シャッターの危害防止装置未設置2箇所</p> <p>3 備品については、418点中46点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大野中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①北棟校舎 防火扉変形、くぐり戸オートヒンジ閉鎖せず</p> <p>②中北棟校舎・屋内運動場 手動開閉装置押し破り板未設置</p> <p>③中北棟校舎 避難階段の手すりなし</p> <p>④屋内運動場外壁 金属板受け下地材腐食、シーリング打替え</p> <p>⑤中北棟公舎 3階防火戸ドアチェック欠損</p> <p>⑥屋内運動場ポーチ屋根シーリング不良</p> <p>【遊具】</p> <p>①8連可動式鉄棒 握り棒の腐食、落下防止チェーンの破損、塗装剥離</p> <p>②バックネット 本体の亀裂・欠け、柱の腐食、ネットの腐食・破損</p> <p>3 備品については、473点中47点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大住中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、371点中59点を実査し、良好に管理されていた。</p>
横内中学校	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 備品については、357点中50点を実査し、良好に管理されていた。</p>

幼稚園 1園

幼稚園名	監査結果
土屋幼稚園	<p>1 経理事務については、適正に処理されていると認められた。</p> <p>2 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>【施設】</p> <p>①屋上及び屋根 軒裏の腐食・劣化、浮き</p> <p>②屋上及び屋根 屋根材の劣化・損傷</p> <p>③壁の室内に面する内壁 剥がれ多数、塗装の劣化、ひび割れ、仕上材の劣化・浮き・剥がれ</p> <p>④床 割れ、浮き、剥れ</p> <p>3 備品については、15点中15点を実査し、良好に管理されていた。</p>

○ 要望事項

学校施設において、是正を要する事項とは別に、建設当時の法律等には適合していたが現行の法律等には適合しない既存不適格である事項が見受けられた。既存不適格については、今後の大規模改修等の中での解消を検討するとともに、施設や遊具の日常的な点検を行いつつ、児童生徒の安全・安心の確保に努められたい。

b 公民館

(a) 備品の管理状況 良好

(b) 施設の管理状況 次の記載以外については良好に管理されていた。

公民館 7館

公民館名	監査結果
旭南公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2階 防火扉閉鎖不良 ② 2階シャッター1箇所 レリーズの経年劣化により復旧困難 ③ 2階防火シャッター2箇所 手動起動装置プレート紛失 ④ 2階男子便所、女子便所 計2箇所 換気扇の中身なし ⑤ 1・2階湯沸室 給湯器故障 ⑥ 1階女子便所2箇所 フラッシュバルブ漏水 ⑦ 1階警備員室・ミーティングルーム エアコン故障 ⑧ 1階19箇所、2階3箇所 非常用照明不点灯、充電ランプ不点灯 ⑨ 2階2箇所 非常用照明不点灯、充電ランプ不点灯 ⑩ 正面玄関右側 擁壁のクラック ⑪ 1階消火栓ポンプ室外 外壁躯体のクラック ⑫ 体育館2階東側 外壁躯体のクラック ⑬ 2階屋根外部吹き抜け東面 外壁躯体のクラック ⑭ 1階東側屋外階段 外壁躯体の劣化 ⑮ 2階階段室南側 外装仕上げ材等の劣化 ⑯ 屋上面 仕上げモルタルクラック ⑰ 屋階屋根 鋼板屋根全般の発錆 ⑱ E L V機械室 床仕上げモルタルの劣化 ⑲ 2階機械室 床仕上げモルタルクラック ⑳ 2階体育館キャットウォーク 床仕上げモルタルクラック ㉑ 2階階段室 天井の漏水痕 ㉒ 2階倉庫、南側廊下、会議室 天井の漏水痕 ㉓ 2階屋上 屋外機置場のシート防水の浮き ㉔ 自転車置場の鉄部に発錆 <p>2 備品については、103点中47点を実査し、良好に管理されていた。</p>
金田公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 1階調理室4箇所 水栓の漏水 ② エントランス周り 外壁の躯体柱クラック、錆汁 ③ 1階体育館入口 防火シャッターの危険防止装置既存不適格 ④ 屋外階段 階段手すりの支柱の外壁クラック

	<p>⑤ 2階南バルコニー 手すり～柱際の躯体柱の外壁クラック</p> <p>⑥ 2階南バルコニー 外壁のクラック・塗膜劣化</p> <p>⑦ 屋外階段 階段力桁の外壁の塗膜劣化</p> <p>⑧ 2階北バルコニー 外壁のクラック・塗膜劣化</p> <p>⑨ R階軒裏 外壁のクラック・塗膜劣化</p> <p>⑩ 1階北側開口部 外壁の躯体クラック</p> <p>⑪ 1階南西体育館角 外壁のクラック・塗膜劣化</p> <p>⑫ 屋上 パラペットのクラック</p> <p>⑬ エントランスパーゴラ 外壁の塗膜劣化</p> <p>⑭ 2階南バルコニー手すり 笠木の外壁塗膜劣化</p> <p>⑮ 全体 躯体クラック、塗膜劣化</p> <p>⑯ 屋上の陸屋根部 保護防水の成形伸縮目地の劣化(全面)</p> <p>⑰ 1階幼児室 排煙窓の操作部破損2箇所</p> <p>⑱ 1階女子ロッカー室 壁躯体クラック</p> <p>⑲ 2階 非常灯照明不点灯8箇所</p> <p>⑳ 2階 アルミサッシ開放レバー破損</p> <p>㉑ 体育館2階北・西側 遮光ルーパー鉄部の錆、腐食</p> <p>2 備品については、77点中39点を実査し、良好に管理されていた。</p>
神田公民館	<p>1 施設については、総体的に良好に管理されていたが、維持管理上次の箇所は補修又は経過観察を要すると認められた。</p> <p>① 1階集会室 ロスナイ換気扇カバー脱落</p> <p>② 1階事務室、調理室 不使用空調機の撤去</p> <p>③ 1階男子ロッカー室 給湯器故障</p> <p>④ 屋上 屋根のベンチレーター・ハト小屋金属部の発錆、頭頂キャップの紛失</p> <p>⑤ 1階事務室、集会室 天井の漏水痕</p> <p>⑥ 2階便所手前の廊下、図書室 天井の漏水痕</p> <p>⑦ 2階図書室 梁型クロスの剥がれ、梁型部アルミ見切りアングルの外れ</p> <p>⑧ 防火シャッター 既存不適合</p> <p>⑨ 1・2階、屋上 排煙窓の固着等による開放障害</p> <p>⑩ 1・2階非常用照明全灯不点灯</p> <p>⑪ 2階階段 ステンドグラスの割れ</p> <p>⑫ 2階図書室 サッシガラスの割れ</p> <p>⑬ 屋上 天窓式屋根のシール材劣化</p> <p>⑭ 屋上 機器フェンスの錆、破損。屋上機器類全般の錆</p> <p>2 備品については、50点中50点を実査し、良好に管理されていた。</p>
大原公民館	<p>1 備品については、42点中42点を実査し、良好に管理されていた。</p>
金目公民館	<p>1 備品については、93点中41点を実査し、良好に管理されていた。</p>
松原公民館	<p>1 備品については、28点中28点を実査し、良好に管理されていた。</p>
八幡公民館	<p>1 備品については、26点中26点を実査し、良好に管理されていた。</p>

(2) 行政（重点）監査（法第 199 条第 2 項）

重点テーマを設定し、定期監査の中で行政（重点）監査を実施した。

ア 重点テーマ

「普通財産の管理状況について」

次の事項を主な着眼点として監査を行った。

- ①財産台帳は規則等に基づき、整備・管理されているか
- ②寄附・贈与により財産を取得した場合、諸手続が適正に行われているか
- ③保険の加入は適正に行われているか
- ④維持管理は適正に行われているか
- ⑤貸付けの理由、貸付条件、貸付期間、貸付料等について、適正な事務手続が行われているか
- ⑥財産の処分手続は適正か
- ⑦未利用地等の利活用基本方針等に基づき、財産の利活用は進められているか

イ 監査対象

財産の管理総括及び利活用の所管課である資産経営課が、調査基準日時点（令和 2 年 10 月 31 日）で管理する普通財産の土地及び建物を監査対象とした。

なお、財産の売払いについては、平成 31 年 4 月 1 日から調査基準日までに売払いを行った普通財産の土地及び建物を監査対象とした（普通財産のうち、資産経営課管理の普通財産（土地・建物）を対象としたのは、着眼点である財産の利活用について確認するためで、同課管理以外のものは目的が明確化されているために除外した）。

ウ 監査結果

法第 199 条第 2 項の規定に基づく監査を執行し、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を行った。

(ア) 監査結果

令和 2 年度の行政（重点）監査は、「普通財産の管理状況について」をテーマとして、普通財産（対象の土地及び建物）の適正な管理の実施と利活用等が進められているかについて財産管理を統括する主管課が取扱う業務に関する書類を調査し、ヒアリング及び現地確認を実施した。

人口減少・少子高齢化の進展により、行政運営を行うに当たって、税収の増加が見込めず、さらに社会保障費の増大が避けられない状況の中、歳入確保は喫緊の課題である。本市では、「平塚市行財政改革計画」や「歳入確保の手引き」などにより未利用地などの売却・貸付け等の利活用が図られ、さらなる活用策が検討されている。

これを踏まえて実施した監査の結果は、前節のとおりである。財産管理については、財産台帳の管理、保険の加入状況、維持管理、貸付及び処分について確認した結果、不備があった貸付契約に関するものを除き、概ね適正に執行されていた。また、財産の利活用のうち、貸付けについては、本市では新たな取組みとして定期借地権を設定し、民間活力を利用した資産の有効活用が見られた。財産の処分については、隣地所有者等への廃道路敷等の売払いが進められており、処分が着実に進められていた。総じて、方針に基づき、未利用地等の利活用の推進が行われているところであり、「効

率的・効果的な行政運営によるまちづくり」に資する財産の利活用は、着実に進められていると考えられる。

以下、監査委員としての意見を述べる。

第1に、財産台帳の管理においては、図面の具備、価額、境界標の設置など規則に基づき適正に整理されていた。今後も現地と台帳情報との整合について不一致が生じないように、台帳管理を徹底されたい。また、貸付けの契約における連帯保証人の設定について、一部不備が見られたが、契約書類に保証人の保証限度額を記載して適正に取り扱われたい。

第2に、財産の利活用においては、「行政での利用」や「売却・貸付け等の利活用」の実績があることを確認したが、今後利活用をさらに推進していくためには、現在の方針の課題について民間のノウハウなどを活用し、整理・見直しを行い、着実に財産の利活用を進められたい。また、方針と同様、本市において策定した「歳入確保の手引き」においては、他市の取組み事例として、横浜市における戸塚区吉田町土地活用や、秦野市におけるコンビニエンスストア誘致などを参考として紹介しており、今後も先進事例の更なる研究を進め、有効性の確保に努められたい。

なお、今回監査した普通財産の提出書類には含まれていないが、今後の想定として所管課で管理する行政財産が普通財産に移行される場合がある。移行された普通財産のうち、立地条件など、市場性において価値が高い市有地においては、自ら保有しつつ様々な用途に活用して歳入につなげることが、結果的に有効となる場合もあり、今後新たに生じる案件については、多角的な検討のうえでの利活用を望むものである。さらには、担当課が所管する行政財産については、経年により保有当初の役割を終えていることもあり得るため、利活用の所管課である資産経営課がより積極的に関わり、財産の有効活用につなげることを期待したい。

最後に、今後も本市における貴重な経営資源である財産の適正な管理と利活用を進め、積極的な歳入確保やコスト削減につなげることで市民に利益を還元して、「さらに、選ばれるまち・住み続けるまち」となることを望むものである。

(3) 随時監査（法第199条第1項及び第5項）

ア 工事監査（令和2年11月10日技術調査、令和2年2月18日監査実施）

工事監査は、「地方公共団体の長等によって行われた工事が適法に合理的、能率的に行われていたか、また、経済的に妥当なものであったか。」を財務・技術両面を通して監査し、指摘する具体的な事実があれば、それはいかなる原因により生じたかを明らかにするために実施する監査である。

監査に当たっては、計画、設計、施工管理、契約及び財務事務執行など全体にわたる監査を行ったが、特に技術面については「公益社団法人日本技術士会」に工事技術調査を委託し、技術士による書類審査及び工事現場の調査を実施した。

(ア) 対象工事

消防署本署新改築工事（建築）

(イ) 対象部課

消防本部 消防総務課

都市整備部 建築住宅課

総務部 契約検査課

(ウ) 監査結果

消防署本署新改築工事（建築）は、技術的側面においては、計画、設計、積算、契約、施工管理、

検査及び維持管理の各項目とも、指導事項その他特記事項はなく、財務事務執行面においても適正であると認められた。

(4) 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

ア 出資団体監査

市が出資している団体（資本金等の4分の1以上を出資している法人）のうち、3団体について監査を行った。

(ア) 対象団体

- a 公益財団法人平塚市まちづくり財団（令和2年9月25日監査実施）
所管課：企画政策部 資産経営課
- b 平塚市土地開発公社（令和2年10月22日監査実施）
所管課：企画政策部 資産経営課
- c 公益財団法人平塚市生きがい事業団（令和2年10月22日監査実施）
所管課：福祉部 高齢福祉課

(イ) 監査結果

- a 指摘事項（文書で公表したもの）
 - ・出納その他の事務の執行について、次の記載以外については適正に行われているものと認められた。

○ 公益財団法人平塚市生きがい事業団

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 予算流用における決裁文書中、公益財団法人平塚市生きがい事業団財務規程に定められた職位までの押印がされていない文書が散見された。 今後は、改めて財務規程を確認の上、適正な事務の執行に努められたい。	(1) 令和元年度の処理において、規程に定められた職位までの押印をしていなかったことから、今後は財務規程に則り、適正な事務を行っていく旨、(公財)平塚市生きがい事業団より令和2年12月4日付で報告書を受領しました。 なお、今回の案件につきましては、令和3年3月に開催予定の定例理事会で報告をするとのことです。

イ 指定管理者監査

2課2協定分、指定管理者2団体における事務執行について、令和2年10月22日に監査を行った。

(ア) 対象団体

- a 平塚市余熱利用施設
所管課：福祉部 福祉総務課
指定管理者：ひらつか健康福祉パートナーズ
- b 湘南ひらつかビーチセンター
所管課：都市整備部 みどり公園・水辺課

指定管理者：平塚海岸魅力促進共同事業体

(イ) 監査結果

a 指摘事項（文書で公表したもの）

○ 平塚市余熱利用施設

所管課：福祉部 福祉総務課

指定管理者：ひらつか健康福祉パートナーズ

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 事業計画書において、指定管理業務（業務内容説明書で指示されている範囲の業務）を自主事業とする記載誤りがあった。 今後は、指定管理者制度の趣旨に鑑み、市が事業計画書を受領する際は、記載内容を精査・確認し、指定管理業務と自主事業との区別を明確にするなど、正確な書類作成に努められたい。	(1) 自主事業の定義を再確認し、指定管理者へ事業計画書の記載を訂正するよう指示しました。 また、事業計画書の提出を受けた際は、記載内容を十分精査・確認した上で受領するとともに、混同しやすい指定管理業務と自主事業を明確に区別できるような業務内容説明書の作成を制度主管課とともに検討してまいります。

○ 湘南ひらつかビーチセンター

所管課：都市整備部 みどり公園・水辺課

指定管理者：平塚海岸魅力促進共同事業体

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 基本協定書に定められた期限までに、指定管理料の請求行為が行われず、管理できていない事案が散見された。 今後は、基本協定書第34条第5項の規定を遵守し、毎月末日後10日以内に指定管理料を請求するよう、適正な手続きを実施されたい。	(1) 当課と指定管理者にて基本協定書の内容を確認し、毎月末日後10日以内に指定管理料を請求することについて両方で再認識いたしました。 今後は、基本協定書の内容を遵守し、適正な事務手続きを実施いたします。

(5) 決算審査（法第 233 条第 2 項）

○ 令和 3 年度に実施した決算審査

ア 令和 2 年度平塚市公営企業会計決算意見について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度平塚市病院事業決算及び平塚市下水道事業決算について審査を行い、令和 3 年 7 月 28 日に意見書を提出した。

(ア) 審査の結果（抜粋）

a 平塚市病院事業会計

(a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、病院事業の令和 3 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了した令和 2 年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

(b) 業務実績

令和 2 年度の病院事業は、29 科の診療科、感染症病床 6 床を含む 416 床の病床数により運営され、年間延べ患者数は入院で 113, 539 人、外来で 174, 636 人となっている。

(c) 総括意見

令和 2 年度の経営成績をみると、医業収益は、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」という。)の影響により病院内の感染対策など安心安全への P R 等の運営努力により好転する状況もみられたが、年度当初の落ち込みなどが影響し、結果的には減少した。

一方、医業費用は、令和 2 年 4 月からの会計年度任用職員制度による手当支給、医療従事者の感染症対応として特殊勤務手当の創設、感染症対策や高度医療の提供、P C R 検査委託などの影響により増加した。その結果、当期の医業損益は、23 億 9, 109 万余円の赤字となった。また、医業外収益は、空床、休床にかかる緊急包括支援補助金など、感染症対応への国県補助金が増加した。その結果、当期の純損益は、前年度 1, 835 万余円の赤字から 23 億 3, 927 万余円増加し、23 億 2, 091 万余円の黒字へ転じている。

令和 2 年度は、将来構想「平塚市民病院 Future Vision (フューチャー ビジョン) 2017-2025」(以下「将来構想」という。)の計画 4 年目であり、令和 3 年 2 月には、改訂版が策定された。将来構想開始以降、「持続的な健全経営の下、高度医療、急性期医療及び政策的医療を担い、患者さんの生命(いのち)を守る診療を行う」というビジョンの実現に向け、当該年度は感染症対策へ医療従事者が一丸となって取り組んできた。一連の対応について、評価するとともに、医療従事者への謝意を表したい。今後は、一刻も早い感染症の終息を願うが、将来の補てん財源としての補助金収入額は不確定な状況であることから、補助金等に依存しない持続可能な病院経営を目指す必要があると考える。

また、費用削減と収益確保策について、今後増加が予想される医業費用においては、I C T の活用や医療技術の進歩などによる医療従事者の負担軽減に向けた取組みを行い、時間外勤務の削減など給与費削減に向けた取組みを行うとともに、増加する委託費においても費用対効果を検証して、必要な費用抑制を検討されたい。収益確保においては、地域医療連携を積極的に進め、重症患者の受け入れなど診療単価向上に向けた取組みの継続を期待する。

令和 6 年 4 月から医師の時間外労働時間の上限規制適用が開始されるなど、今後に向けて病

院職員全体の働き方改革を一層推進することが望まれるが、増員等による給与費の病院経営に対する影響は避けられないため、収益状況とのバランスを考慮することが重要である。将来的には新棟建設による企業債の償還が本格化することや、一般会計への長期借入金の返済が見込まれるため、預金残高に留意した病院経営を継続することが求められる。特に、令和2年度の純損益が大きく黒字化した要因は、感染症の影響に対する補てん財源としての補助金収入の要素が大きいことから、特別な状況と捉える必要がある。今後の事業運営にあたって、一時的に改善した経営指標等に安心することなく、感染症の財務的な影響を長期的視野で検証しながら、経営を行っていくべきと考えられ、今回改善した自己資本構成比率や欠損金への対応には、引き続き留意することが必要である。

今後も安定した経営基盤を築き、救急医療を含めた高度医療と急性期医療及び小児・周産期医療などの政策的医療や地域に不足する医療を行う中核病院として、病院事業管理者を中心に医療従事者が一致団結し、患者や市民から信頼される病院となることを望むものである。

b 平塚市下水道事業会計

(a) 決算諸表

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法令等の規定に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、地方公営企業法令の定めるところに準拠しているものと認められた。

上記の財務諸表は、下水道事業の令和3年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了した令和2年度の経営成績を適正に表示しているものと認められた。

(b) 業務実績

公共下水道事業における水洗化人口は、前年度と比較して26人減少しており、245,043人となっている。また、下水道使用料の対象となる有収水量は、前年度と比較して130,233 m³ (0.5%)増加し、28,252,858 m³となっている。

農業集落排水事業は、平成27年度に処理区域内戸数1,019戸に対する整備は完了している。水洗化人口については前年度と比較して25人(1.0%)減少し、2,515人となっている。また、令和2年度に処理場で処理した有収水量は前年度と比較して5,167 m³ (2.1%)減少し、246,203 m³となっている。

(c) 総括意見

令和2年度の経営成績(収益的収支)をみると、収入については近年における節水型社会の定着や人口減少に加えて、感染症対策の影響により事業所の排水が減少していることから、令和元年度に引き続いて減収となった。一方で費用については、管渠、ポンプ場等施設の維持管理費用が増加したものの、流域下水道負担金や企業債の償還が進んだことにより支払利息等が減少した結果、前年度より減少した。この結果、当年度純利益は、前年度と比較して1億2,458万余円減少し、3億8,076万余円となった。

本市の下水道事業は、令和2年度で地方公営企業法の適用5年目となり、導入以降の利益は平成30年度をピークに減少傾向にはあるものの、5年連続で純利益が計上されている。今後も引き続き利益を計上し、安定した経営が継続されることを期待する。

また、資本的収支に係る整備事業においては、ツインシティ大神地区公共下水道整備に関するもののほか、地震対策、長寿命化対策、浸水対策等の工事が行われた。下水道施設等については、地震や浸水等の自然災害に対する対策のほか、施設等の老朽化が進み、長寿命化対策を実施する必要があることから、引き続き「下水道中期ビジョン」などの関連する計画等により適切に事業を進められたい。

本市の下水道事業における課題の1つとして、昭和39年の事業開始から56年が経過し、管路や施設の老朽化が進むことが見込まれる。施設のうち一番古い東部ポンプ場では、供用開始

から 48 年が経過しており、その他の施設でも点検や修繕の実施頻度は増加傾向にある。これは管路や施設の保全管理において、これまでは通常運転における点検や機能等に不具合が生じた場合に対策を講じる事後保全を中心に行われていたが、近年は劣化度を把握するための点検を増やし、不具合が生じる前に修繕を行う予防保全に向けた取り組みが行われていることによるものである。予防保全に向けた取り組み自体は評価できるが、結果としてポンプ場費や管渠費は増加傾向にあることから、今後の維持管理業務においては、民間ノウハウを活用することなど、質の確保と並行して費用削減を図ることや、老朽化対策の必要性について市民の理解を深める発信をすることなども検討されたい。ポンプ場施設や処理場施設においては、排水・処理機能の停止・低下を発生させることなく、サービスレベルを維持していくことが必要であることから、引き続き、生涯費用を考慮して、ストックマネジメント手法を取り入れた計画的な維持管理に取り組まされたい。

最後に、令和 3 年 3 月には、下水道事業の今後 10 年間に目指すべき方向と事業管理のあり方を示す「平塚市下水道事業経営戦略」が策定された。これは施設老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少に伴う使用料等の収入減少及び管路や施設等の老朽化に伴う改築・更新費用の増加等、今後の経営環境が厳しくなることを見据えて、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供し続けることを目的として定められたものである。特に収益的収支見通しにおいては、計画期間外であるが、令和 23 年度前後から継続的に当期損益の赤字が見込まれていることから、将来に赤字が発生しないよう健全な経営を進めるとともに、経営戦略においては毎年度の進捗管理と現状分析を的確に行い、見直しに反映させていく必要があると考える。

今後は、この経営戦略を基に、将来の社会環境や経営状況の変化に対応し、中長期的な視点でさらなる経営基盤の強化が進められ、市民の求める健全で持続可能な下水道事業の経営が図られることを望むものである。

イ 令和 2 年度一般会計・特別会計決算意見について

法第 233 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年度平塚市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類について審査を行い、令和 3 年 8 月 10 日に意見書を提出した。

(ア) 審査の結果（抜粋）

審査に付された各会計決算書及び政令で定める書類の記載事項と記載様式については、いずれも関係法令に準拠して適法に処理され、かつ正確に表示されているものと認められた。また、予算の執行状況についても、適法であり、適正に執行され、その目的は達成されたものと認められた。

a 決算状況

令和 2 年度の一般会計当初予算額は 875 億 2,000 万円で、これに前年度からの繰越財源充当額 18 億 2,874 万余円を加え、354 億 750 万余円の増額補正をした結果、最終的な予算規模は、1,247 億 5,624 万余円となった。これに特別会計予算 754 億 3,727 万余円を加えた総予算額は 2,001 億 9,352 万余円であった。一方、決算額は、一般・特別会計を合わせて歳入 1,928 億 3,656 万余円、歳出 1,857 億 4,911 万余円となり、前年度に比べ歳入は 394 億 4,196 万余円（25.7%）、歳出も 380 億 1,271 万余円（25.7%）それぞれ増加した。歳入から歳出を差し引いた形式収支は、70 億 8,744 万余円の黒字であった。また、形式収支から翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は 48 億 6,686 万余円の黒字となり、今年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 9,940 万余円の赤字となった。

b 普通会計

普通会計における決算状況を主な財政分析指数でみると、財政力の強弱を示す財政力指数は、

過去3年間平均で0.977と前年度に比べ0.001ポイント上昇したが、平成22年度から11年連続して地方交付税（普通交付税）の交付団体となっている。公債費比率は4.9%となり、前年度に比べ0.2ポイント悪化した。また、財政構造面での弾力性を示す経常収支比率は95.5%で前年度から0.9ポイント改善したものの、引き続き財政の硬直化した状態が続いている。

歳入を財源別に前年度と比較すると自主財源は552億7,957万円で、19億3,669万円の増加している。これは主に、市税が2億9,074万円の減少したものの、繰入金が増加したためである。繰越金は8億9,592万円の増加したためである。依存財源は648億6,303万円で前年度に比べ319億4,367万円の増加している。これは主に、地方特例交付金が増加したものの、国庫支出金が増加したためである。これらを合わせた歳入総額は前年度に比べ338億8,037万円の増加し、依存財源の増加により、自主財源の比率は46.0%となり15.8ポイント低下した。

歳出における経常的経費は717億4,782万円で、6億9,377万円の増加している。そのうち義務的経費は、人件費や公債費が増加したことにより14億6,864万円の増加している。臨時的経費は430億9,981万円で、318億3,231万円の増加している。これは主に、補助費等が増加したためである。これらを合わせた歳出総額は前年度に比べ325億2,609万円の増加となった。

c 一般会計

一般会計についてみると、歳入総額は1,202億7,896万円で、前年度に比べ338億7,837万円の増加した。歳出総額は1,149億8,399万円で、前年度に比べ325億2,409万円の増加した。実質収支については30億7,438万円の黒字となり、単年度収支は1億7,437万円の赤字となった。また、実質単年度収支は11億4,810万円の赤字となった。

歳入において主体となる市税の収納率は97.4%で、前年度に比べ0.5ポイント上昇し、収入未済額は2億1,773万円の減少し、10億6,966万円となった。なお、不納欠損額は前年度に比べ854万円の減少し、1億678万円となった。一方、歳出予算の執行率は92.2%で、前年度に比べ0.8ポイント低下した。未執行額は97億7,224万円であったが、このうち翌年度への継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額は46億6,338万円で、前年度より28億7,014万円の増加した。

d 特別会計

特別会計は、5会計合計の歳入総額が725億5,759万円で、前年度に比べ55億6,358万円の増加した。また、歳出総額は707億6,511万円で、前年度に比べ54億8,861万円の増加となり、歳入歳出ともにそれぞれ前年度を上回った。実質収支は17億9,248万円の黒字で、単年度収支も7,497万円の黒字となった。

競輪事業特別会計では、12月に平塚競輪場でKEIRINグランプリ2020が開催されたことなどにより、実質収支は5億3,973万円の黒字、単年度収支も329万円の黒字となり、一般会計に3億円を繰り出した。

国民健康保険事業特別会計では、実質収支は1億8,974万円の黒字で、単年度収支は9,808万円の赤字となった。国民健康保険税の収納率は73.0%で、前年度と比べ2.8ポイント上昇し、収入未済額は2億1,549万円の減少した。

水産物地方卸売市場事業特別会計では、実質収支は96万円の黒字で、単年度収支は17万円の赤字となった。

介護保険事業特別会計では、実質収支は7億9,333万円の黒字で、単年度収支も1億1,474万円の黒字となった。介護保険料の収納率は97.6%で、前年度と比べ0.4ポイント上昇し、収入未済額は1,511万円の減少した。また、被保険者数は、692人（1.0%）増加した。

後期高齢者医療事業特別会計では、実質収支は2億6,870万余円の黒字で、単年度収支も5,519万余円の黒字となった。

令和2年度の一般会計から全特別会計への繰入金は、総額で57億9,756万余円となり、前年度と比較すると1億607万余円(1.9%)増加した。これは主に、介護保険事業特別会計が2億1,302万余円(7.5%)増加したためである。特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充てることが原則であり、各会計にあつては自主・独立性を高め、それぞれの設置目的に沿ったサービスの向上と効率的な事務執行を図り、一般会計からの繰入を極力縮減するよう努めるべきである。

e 総括意見

令和2年度は、4月に神奈川県を含む1都6県を対象とした感染症に関する緊急事態宣言がなされた。東京オリンピック・パラリンピック競技大会は7月に開催予定であったが延期になり、令和3年1月に神奈川県を含む1都3県に2度目の緊急事態宣言発出となった。その結果、感染症の拡大は一定程度抑えることができたものの、インバウンド需要の減少や経済活動を大幅に抑制したこともあり、全国的な景気に大きく影響した。

このような状況にあつた令和2年度の一般会計・特別会計を合わせた決算額は、歳入歳出ともに増加し、単年度収支では、一般会計は前年度の黒字から赤字へ、特別会計は前年度の赤字から黒字となった。また、財政構造の弾力性等は、財政力指数が前年度に比べ0.001ポイント上昇し、経常収支比率は前年度から0.9ポイント改善しているが、経常一般財源比率は低下しており、財政構造は依然として硬直化した状態が続いている。

歳入においては、根幹をなす市税が前年度より減少したが、国庫補助金としての感染症に係る特別定額給付金収入が歳入を押し上げた形になっている。市税の減少については、法人市民税における法人税割の税率引き下げによる減収が年度当初から見込まれているところであったが、感染症の拡大による影響とあわせて、今後もその動向を注視していく必要がある。

歳出においては、人件費、扶助費、公債費がいずれも増加しており、義務的経費の増加傾向が、さらに財政の硬直化へつなぐと懸念される。今後も財政健全化による経済的、効率的な財政運営に努められたい。

基金については、5月末日の財政調整基金の現在高が前年度から9億7,373万余円減少して67億3,877万余円となっており、地方債現在高は、前年度から5億85万余円増加して549億3,717万余円となった。地方債現在高の主な内訳としては、いわゆる建設債と臨時財政対策債であるが、令和2年度は平塚市で初めて減収補填債を発行した年であったことも特筆される。新たな地方債発行による財源確保は、地方交付税の算定においてもメリットが期待され、結果的に財政調整基金の取り崩し額を抑制して将来の負担に備えたとも考えられ、長期的な視点に立った思慮深い判断であったと考える。地方債現在高は、債務負担行為に基づく支出予定額等をあわせて注視する必要があるが、充当可能財源等により算定する財政健全化比率の一つである将来負担比率の推移も参考として、今後の財政運営を行うように期待するところである。

その他、年間を通じての監査の過程で見受けられた留意事項について述べたい。

事務執行において、随意契約における適用条項誤り等の不適切な事務処理が散見されており、平塚市契約規則等に則り、適正な事務の執行に努められたい。また、監査結果の指摘事項等は、監査対象部局への通知のほか、庁内で情報を閲覧できるようにしている。内部統制の手段として、この情報の有効活用が推進されることを望む。さらに、令和2年度は、「普通財産の管理状況について」をテーマとして、普通財産(対象の土地及び建物)の適正な管理の実施と利活用等について行政(重点)監査を実施した。財産の利活用においては、「行政での利用」や「売却・貸付け等の利活用」の実績があることを確認したが、今後利活用をさらに推進していくためには、現

在の方針における課題について民間のノウハウなどを活用し、整理・見直しを行い、着実に財産の利活用を進められたい。

令和2年度においては、感染症の拡大が財政運営に多大な影響を与えることとなった。この未経験な状況に対応するすべての職員に、まずは謝意を表したい。この困難な状況においても、本市としては、迅速かつきめ細やかな対策に注力しつつ、コロナ禍においても止めてはならない各種施策について、着実に推進してきたものと認識している。その結果、一般会計と特別会計における決算額の規模は、前年度より拡大した。事業の精査等により、形式収支における合計額は前年度より増額となっているが、実質収支の合計額は前年度より減額となっており、市民に必要な予算執行は実施されているものとする。

感染症への緊急対策として実施した、必要な消耗品及び資機材の配備、市民への除菌液の配布、国に先駆けて実施した小規模事業者への家賃助成を始めとした各種補助制度の創設などは高く評価するところであり、国や県の方向性に沿った形での市民や事業活動への支援の方向性は適切なものとするが、このような状況だからこそ、将来を見据えたプライマリー・バランス（基礎的財政収支）への配慮も忘れてはならないところである。国においては「経済あつての財政」と言われており、感染症の克服と経済の好循環を両立するためには難しい舵取りが求められるが、コロナ禍において、財政調整基金を相当額準備できていたことは、過去、年度間の財源の変動に備えて積み立てた財政的努力の結果であろうと考える。一方、令和2年度決算においては、財政調整基金の現在高は減少し、一般会計の地方債残高は、減収補填債発行の影響もあり、償還額より借入額が多いため増額し、地方交付税においては、交付団体の状況が続いている。将来世代に負担を先送りしないためにも、費用対効果の検証等により、豊かな地域社会に向けた根拠ある無駄のない投資を実現していくことが必要である。また、今後の歳入における税収等の動向も、これまでの景気や少子高齢化における労働力人口の推移などの要因に加え、コロナ禍でより不透明となっていく状況であることから、ふるさと寄附金事業など、歳入確保策の充実も望むところである。

最後に、感染症は、行政のデジタル化やオンライン教育についての自治体間格差等、様々な課題を浮き彫りにした。これは、これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスでもある。本市においても、中小企業等におけるテレワークやITサービスなどの導入促進、ひらつか☆スターライトポイントの発行、全児童・生徒に対する1人に1台のタブレット端末と高速大容量通信ネットワークの一体整備、スマート農業、職員のテレワーク環境整備など、今後見込まれるDX（デジタルトランスフォーメーション）などの新たな日常を見据えた社会経済基盤づくりに種をまき、花が咲きつつある状況にあると考える。見附台周辺地区やツインシティなどに代表されるまちづくりの姿が見え始め、病児保育の実施を含む民間保育所等の施設整備支援や保育士確保支援など、各種子育て施策の効果による待機児童ゼロの状況や、シティプロモーションの効果等から各種自治体ランキングの上位に登場するなど、イメージアップの成果も認められる。この困難な状況を乗り越え、より大きな花を咲かせるためにも、将来市民が振り返った時に正しい選択となる財政運営について、市民と共に職員一丸となり取り組まれることを望むものである。

(6) 財政健全化審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

ア 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行い、令和3年8月10日に意見書を提出した。

イ 健全化判断比率審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和2年度	令和元年度	早期健全化基準	説明
ア 実質赤字比率	—	—	11.25%	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率
イ 連結実質赤字比率	—	—	16.25%	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率
ウ 実質公債費比率	2.5%	2.4%	25.0%	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
エ 将来負担比率	20.4%	24.5%	350.0%	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(注1) 早期健全化基準：市の標準財政規模に応じた基準

(注2) 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字となっていない場合は「—」で表示される。

ウ 資金不足比率審査結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比率名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準	説明
ア 資金不足比率	—	—	20.0%	資金の不足額を事業の規模で除して得た比率

(注) 資金不足比率については、資金不足が生じていない場合は「—」で表示される。

(7) 現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

当該検査の月の前々月分を対象として、毎月、一般会計・特別会計（所管：会計課）、病院事業会計（所管：市民病院）、下水道事業会計（所管：下水道経営課、下水道整備課）を行った。

ア 現金出納検査の結果

- (ア) 一般会計・特別会計
現金の現在高、収入事務、支出事務について適正に処理されていると認められた。
- (イ) 病院事業会計
会計事務処理、流動資産等については適正に処理されていると認められた。
- (ウ) 下水道事業会計
会計事務処理、流動資産、流動負債等について適正に処理されていると認められた。

(8) 工事現場視察等

工事請負契約事務について、その適正な履行及び給付の完了等の確保を期するため、10 月に現場視察を行うとともに施設の運営状況の確認を行った。

- ・10 月 16 日 消防署本署新改築工事（建築）（消防総務課、建築住宅課）

2 住民監査請求（法第 242 条第 1 項）

普通地方公共団体の住民は、長若しくは委員会又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この請求は、普通地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により普通地方公共団体が損失を被ることを防止するために、住民が、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法、不当な行為等の予防、是正を図ることを目的としている。

（1） 令和 2 年度住民監査請求事例

請求年月日	令和 2 年 11 月 5 日	件名	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における委託料に関する請求
通知年月日	令和 2 年 12 月 21 日		
請求の要旨	<p>平塚市は、龍城ヶ丘プール跡地及びその東西の県の管理地に Park-PFI 制度（都市公園法第 5 条の 2 他に基づく公募設置管理制度）を用いて湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業（以下「当該事業」という。）を進めており、当該事業のために、民間事業者の募集に係る公募設置等指針及び要求水準書の作成支援等の事業者として A 社と業務委託契約を締結した。</p> <p>ア 都市公園法第 5 条の 2 他 違反</p> <p>平塚市は、龍城ヶ丘プール跡地については都市公園法第 5 条の 2 他に規定する公園管理者であるが、その東西の樹林地については公園管理者ではないから、龍城ヶ丘公園計画予定地（以下「事業予定地」という。）に対して公園管理者に該当しない平塚市が Park-PFI 制度を利用して進めている当該事業は違法である。</p> <p>イ 都市公園法第 3 条第 2 項、都市緑地法第 4 条第 1 項、平塚市緑の基本計画（第 2 次）違反</p> <p>平塚市は、都市緑地法第 4 条第 1 項に基づき定めた「平塚市緑の基本計画（第 2 次）」（以下「緑の基本計画」という。）において、基本方針を掲げている。都市公園法第 3 条第 2 項において、地方公共団体が都市公園を設置する場合、都市緑地法第 4 条第 1 項に規定する計画に即して行うよう努めることと規定されており、都市公園の設置にあたっては、緑の基本計画に掲げられた基本方針に即して行うよう努める必要があるにもかかわらず、当該事業では、大規模な駐車場や広場が計画されている。これは都市公園法、都市緑地法、緑の基本計画に違反している。</p> <p>ウ 海岸法第 5 条第 1 項他 違反</p> <p>事業予定地は、神奈川県が海岸法第 2 条の 3 に基づき「相模灘沿岸海岸保全基本計画」（以下「沿岸海岸保全計画」という。）を作成し、海岸保全区域として管理している。沿岸海岸保全計画において平塚ブロックは、「自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とする」とされている。</p> <p>しかし、平塚市は、沿岸海岸保全計画に記載されている「自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とする」に反した認識により事業を進めている。</p> <p>エ 地方自治法第 2 条第 14 項 違反</p> <p>当該事業に反対する署名や事業予定地の開発を危惧する立場から県に保安林申請が提出されるなど、多くの市民から反対意見が出されている。これは地方自治法第 2 条第 14 項の住民の福祉の増進に違反している。</p> <p>アからエで述べたとおり、当該事業は違法であり、これに係る公金支出は違法である。</p>		

	<p>オ A社への不当な公金支出</p> <p>平塚市とA社による「龍城ヶ丘ゾーン公園整備事業における官民連携事業手法検討調査報告書」（以下「報告書」という。）は、以下の問題がある。</p> <p>(ア) Park-PFI 制度の実施の公園管理者を平塚市と認識している。</p> <p>(イ) 事業予定地が緑の基本計画における「緑の保全・再生を目指す地域」であることを取り上げておらず、「公園緑地としての緑の整備」を強調している。</p> <p>(ウ) 沿岸海岸保全計画で記載されている「自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目指す」についての記載はなく、「美しい海岸を保全しながらレクリエーション等利用環境の整備を推進」を強調している。</p> <p>以上のとおり、報告書の段階で平塚市もA社も当該事業が違法な計画であることは認識できたはずであるが、自分たちの都合の良いように報告書をまとめているから、このような恣意的な報告書を作成したA社への委託料の公金支出は不当である。</p> <p>監査委員に対し、平塚市長への損害賠償請求等、平塚市が被った損害を補てんするために必要な措置を求める。</p>
<p>監査の結果</p>	<p>本件請求における請求人の主張のうち</p> <p>(1) 当該事業の違法性を理由とした後行する財務会計行為の違法性の主張（請求の要旨アからエ）については、却下する。</p> <p>(2) 報告書が恣意的なものであることによる財務会計行為の不当性の主張（請求の要旨オ）については、棄却する。</p> <p>以下、判断理由について述べる。</p> <p>(1) 当該事業の違法性を理由とした後行する財務会計行為の違法性の主張について</p> <p>地方自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。</p> <p>住民監査請求を行うに当たり、請求人は、自らが問題とする財務会計行為を特定するとともに、特定した財務会計行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要があるとされている。</p> <p>地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為と財務会計上の行為に先行する原因行為（以下「先行行為」という。）との関係については、「地方自治法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号の住民訴訟において、地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為自体に違法がある場合だけでなく、右行為とその執行機関又は職員がした当該財務会計上の行為の原因となる行為との間に一定の関係がある場合には、当該原因となる行為が違法であれば、当該財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであるが、右関係を緩やかに判断するならば、およそ公金の支出を伴う行政作用（このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかである。）であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになることに鑑みると、右関係は、少なくとも、当該財務会計上の行為の原因となる行為が財務会計上の行為を適法に行うための要件となっている場合など前者が後者の直接の原因とすることができるような密接かつ一体的な関係であることを要するものと解するのが相当である」との判例がある（平成 4 年 11 月 30 日東京高裁判決同旨）。</p> <p>そして、この密接かつ一体的な関係については、「先行行為を行うことの主たる目的が実質的に見て後行する公金の支出に向けられていると評価できるものであること又は先行行為を行うことによって手続上他に何等の債務負担行為（支出決定）を要せず当然に地方公</p>

	<p>共同体が後行する公金の支出義務を負担することになることと解すべきである」とされている（昭和 62 年 9 月 30 日仙台地裁判決）。</p> <p>そこで、当該事業のうち請求人が違法性を主張する部分を先行行為として検討すると、この先行行為は非財務会計行為であり、地方自治法第 242 条第 1 項に定める財務会計上の行為に該当しない。</p> <p>次に、本件請求において、当該事業のうち請求人が違法性を主張する部分を先行行為、委託料の支出を後行する財務会計行為に置き換えて検討すると、先行行為の主たる目的は海岸エリアの魅力の向上であって、当該委託料の支出はその目的を達成するための数ある手段のうちの一つでしかないことから、先行行為の主たる目的が実質的に見て後行する委託料の支出に向けられていると評価することはできない。また、当該委託料の支出を行うに当たっては、契約相手方の公募、プロポーザルにおける審査、契約の締結及び支出に至るまでの一連の手続を行っていることから、先行行為を行うことによって他に何らの手続もせず当然に当該委託料の支出義務を負担することになるものとも言えないので、密接かつ一体的な関係にあるとは解さない。</p> <p>以上のことから、請求人の主張のうち当該事業の違法性を理由とした後行する財務会計行為の違法性の主張については、住民監査請求の対象となる財務会計行為ではないため、不適法な請求である。</p> <p>(2) 報告書が恣意的なものであることによる財務会計行為の不当性の主張について</p> <p>本件請求に係る財務会計行為である委託料の支払いについて、第 3 回目（令和 2 年 4 月 23 日）の支払いのみを監査の対象とした。</p> <p>当該委託料の支払いについて、契約相手方の公募、プロポーザルにおける審査、契約の締結及び支出に至るまでの一連の手続を監査した結果、適切に処理されているものと認められた。</p> <p>なお、報告書について、掲載する内容が関係事項の抜粋となることは一般的にはやむを得ないものと考えられ、さらに、事業予定地の樹林地は保安林の指定がされていないことや砂草帯が事業予定地の区域外であることなどを考慮して報告書に掲載しなかったことを鑑みれば、恣意的に報告書に掲載しなかったとまでは言えないと考えられる。</p> <p>以上のことから、請求人の主張のうち、報告書が恣意的なものであることによる財務会計行為の不当性の主張は、理由がないものと判断する。</p>
--	---

請求年月日	令和 2 年 11 月 5 日	件名	湘南海岸公園龍城ケ丘ゾーン整備・管理運営事業における報酬に関する請求
通知年月日	令和 2 年 12 月 21 日		
請求の要旨	<p>平塚市は、龍城ケ丘プール跡地及びその東西の県の管理地に Park-PFI 制度（都市公園法第 5 条の 2 他に基づく公募設置管理制度）を用いて湘南海岸公園龍城ケ丘ゾーン整備・管理運営事業（以下「当該事業」という。）を進めており、当該事業のために、公募設置等指針の評価基準及び公募設置管理者の選定について調査審議する平塚市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。</p> <p>ア 都市公園法第 5 条の 2 他 違反</p> <p>平塚市は、龍城ケ丘プール跡地については都市公園法第 5 条の 2 他に規定する公園管理者であるが、その東西の樹林地については公園管理者ではないから、龍城ケ丘公園計画予定地（以下「事業予定地」という。）に対して公園管理者に該当しない平塚市が Park-PFI 制度を利用して進めている当該事業は違法である。</p> <p>イ 都市公園法第 3 条第 2 項、都市緑地法第 4 条第 1 項、平塚市緑の基本計画（第 2 次）違反</p> <p>平塚市は、都市緑地法第 4 条第 1 項に基づき定めた「平塚市緑の基本計画（第 2 次）」（以</p>		

	<p>下「緑の基本計画」という。)において、基本方針を掲げている。都市公園法第3条第2項において、地方公共団体が都市公園を設置する場合、都市緑地法第4条第1項に規定する計画に即して行うよう努めることと規定されており、都市公園の設置にあたっては、緑の基本計画に掲げられた基本方針に即して行うよう努める必要があるにもかかわらず、当該事業では、大規模な駐車場や広場が計画されている。これは都市公園法、都市緑地法、緑の基本計画に違反している。</p> <p>ウ 海岸法第5条第1項他 違反</p> <p>事業予定地は、神奈川県が海岸法第2条の3に基づき「相模灘沿岸海岸保全基本計画」(以下「沿岸海岸保全計画」という。)を作成し、海岸保全区域として管理している。沿岸海岸保全計画において平塚ブロックは、「自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とする」とされている。</p> <p>しかし、平塚市は、沿岸海岸保全計画に記載されている「自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とする」に反した認識により事業を進めている。</p> <p>エ 地方自治法第2条第14項 違反</p> <p>当該事業に反対する署名や事業予定地の開発を危惧する立場から県に保安林申請が提出されるなど、多くの市民から反対意見が出されている。これは地方自治法第2条第14項の住民の福祉の増進に違反している。</p> <p>アからエで述べたとおり、当該事業は違法であり、これに係る公金支出は違法である。監査委員に対し、平塚市長への損害賠償請求等、平塚市が被った損害を補てんするために必要な措置を求める。</p>
<p>監査の結果</p>	<p>本件請求における請求人の主張については、却下する。</p> <p>以下、判断理由について述べる。</p> <p>(1) 当該事業の違法性を理由とした後行する財務会計行為の違法性の主張について</p> <p>地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。</p> <p>住民監査請求を行うに当たり、請求人は、自らが問題とする財務会計行為を特定するとともに、特定した財務会計行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要があるとされている。</p> <p>地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為と財務会計上の行為に先行する原因行為(以下「先行行為」という。)との関係については、「地方自治法第242条の2第1項第4号の住民訴訟において、地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為自体に違法がある場合だけでなく、右行為とその執行機関又は職員がした当該財務会計上の行為の原因となる行為との間に一定の関係がある場合には、当該原因となる行為が違法であれば、当該財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであるが、右関係を緩やかに判断するならば、およそ公金の支出を伴う行政作用(このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかである。)であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになることに鑑みると、右関係は、少なくとも、当該財務会計上の行為の原因となる行為が財務会計上の行為を適法に行うための要件となっている場合など前者が後者の直接の原因とすることができるような密接かつ一体的な関係であることを要するものと解するのが相当である」との判例がある(平成4年11月30日東京高裁判決同旨)。</p> <p>そして、この密接かつ一体的な関係については、「先行行為を行うことの主たる目的が実</p>

質的に見て後行する公金の支出に向けられていると評価できるものであること又は先行行為を行うことによって手続上他に何等の債務負担行為（支出決定）を要せず当然に地方公共団体が後行する公金の支出義務を負担することになることと解すべきである」とされている（昭和62年9月30日仙台地裁判決）。

そこで、当該事業のうち請求人が違法性を主張する部分を先行行為として検討すると、この先行行為は非財務会計行為であり、地方自治法第242条第1項に定める財務会計上の行為に該当しない。

次に、本件請求において、当該事業のうち請求人が違法性を主張する部分を先行行為、報酬の支出を後行する財務会計行為に置き換えて検討すると、先行行為の主たる目的は海岸エリアの魅力の向上であって、当該報酬の支出はその目的を達成するための数ある手段のうちの一つでしかないことから、先行行為の主たる目的が実質的に見て後行する報酬の支出に向けられていると評価することはできない。また、当該報酬の支出を行うに当たっては、事業の性質を考慮して選定委員会の委員の選定手続等を行っていることから、先行行為を行うことによって他に何らの手続もせず当然に当該報酬の支出義務を負担することになるものとも言えないので、密接かつ一体的な関係にあるとは解さない。

以上のことから、請求人の主張のうち当該事業の違法性を理由とした後行する財務会計行為の違法性の主張については、住民監査請求の対象となる財務会計行為ではないため、不適法な請求である。

請求年月日	令和2年11月5日	件	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における報償費に関する請求
通知年月日	令和2年12月21日	名	

請求の要旨

平塚市は、龍城ヶ丘プール跡地及びその東西の県の管理地にPark-PFI制度（都市公園法第5条の2他に基づく公募設置管理制度）を用いて湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業（以下「当該事業」という。）を進めており、当該事業のために、公募設置等指針の評価基準及び公募設置管理者の選定について調査審議する平塚市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置したものの、選定委員会に防災面に関する専門家がいなかったことから、各事業者から提出された提案書に対する防災面の評価をB氏に依頼した。

ア 都市公園法第5条の2他 違反

平塚市は、龍城ヶ丘プール跡地については都市公園法第5条の2他に規定する公園管理者であるが、その東西の樹林地については公園管理者ではないから、龍城ヶ丘公園計画予定地（以下「事業予定地」という。）に対して公園管理者に該当しない平塚市がPark-PFI制度を利用して進めている当該事業は違法である。

イ 都市公園法第3条第2項、都市緑地法第4条第1項、平塚市緑の基本計画（第2次）違反

平塚市は、都市緑地法第4条第1項に基づき定めた「平塚市緑の基本計画（第2次）」（以下「緑の基本計画」という。）において、基本方針を掲げている。都市公園法第3条第2項において、地方公共団体が都市公園を設置する場合、都市緑地法第4条第1項に規定する計画に即して行うよう努めることと規定されており、都市公園の設置にあたっては、緑の基本計画に掲げられた基本方針に即して行うよう努める必要があるにもかかわらず、当該事業では、大規模な駐車場や広場が計画されている。これは都市公園法、都市緑地法、緑の基本計画に違反している。

ウ 海岸法第5条第1項他 違反

事業予定地は、神奈川県が海岸法第2条の3に基づき「相模灘沿岸海岸保全基本計画」（以下「沿岸海岸保全計画」という。）を作成し、海岸保全区域として管理している。沿岸海岸保全計画において平塚ブロックは、「自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とする」とされている。

	<p>しかし、平塚市は、沿岸海岸保全計画に記載されている「自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とする」に反した認識により事業を進めている。</p> <p>エ 地方自治法第2条第14項 違反</p> <p>当該事業に反対する署名や事業予定地の開発を危惧する立場から県に保安林申請が提出されるなど、多くの市民から反対意見が出されている。これは地方自治法第2条第14項の住民の福祉の増進に違反している。</p> <p>アからエで述べたとおり、当該事業は違法であり、これに係る公金支出は違法である。</p> <p>オ B氏への違法な公金支出</p> <p>当該事業は、海岸保全区域に計画されていることから、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護する必要があり、それを科学的に研究しているものでなければ専門家としての意見を聴取する必要はないが、B氏の研究に地震や台風による高潮や津波による災害研究の論文はほとんどなかった。よって、平塚市が海岸保全区域の危険性について研究実績のないB氏に対して防災面の意見聴取を実施し、支払った報償費は違法な公金支出である。</p> <p>監査委員に対し、平塚市長への損害賠償請求等、平塚市が被った損害を補てんするために必要な措置を求める。</p>
<p>監査の結果</p>	<p>本件請求における請求人の主張のうち</p> <p>(1) 当該事業の違法性を理由とした後行する財務会計行為の違法性の主張（請求の要旨アからエ）については、却下する。</p> <p>(2) 海岸保全区域の危険性について研究実績のないB氏に対する報償費の支出の違法性の主張（請求の要旨オ）については、棄却する。</p> <p>以下、判断理由について述べる。</p> <p>(1) 当該事業の違法性を理由とした後行する財務会計行為の違法性の主張について</p> <p>地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。</p> <p>住民監査請求を行うに当たり、請求人は、自らが問題とする財務会計行為を特定するとともに、特定した財務会計行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要があるとされている。</p> <p>地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為と財務会計上の行為に先行する原因行為（以下「先行行為」という。）との関係については、「地方自治法第242条の2第1項第4号の住民訴訟において、地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為自体に違法がある場合だけでなく、右行為とその執行機関又は職員がした当該財務会計上の行為の原因となる行為との間に一定の関係がある場合には、当該原因となる行為が違法であれば、当該財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであるが、右関係を緩やかに判断するならば、およそ公金の支出を伴う行政作用（このような行政作用が極めて広範かつ多岐にわたるものであることは明らかである。）であれば、その公金の支出の違法を争うことによって、その前提としての行政作用一般を争うことができるようになってしまい、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することになることに鑑みると、右関係は、少なくとも、当該財務会計上の行為の原因となる行為が財務会計上の行為を適法に行うための要件となっている場合など前者が後者の直接の原因とすることができるような密接かつ一体的な関係であることを要するものと解するのが相当である」との判例がある（平成4年11月30日東京高裁判決同旨）。</p> <p>そして、この密接かつ一体的な関係については、「先行行為を行うことの主たる目的が実質的に見て後行する公金の支出に向けられていると評価できるものであること又は先行行</p>

為を行うことによって手続上他に何等の債務負担行為（支出決定）を要せず当然に地方公共団体が後行する公金の支出義務を負担することになることと解すべきである」とされている（昭和62年9月30日仙台地裁判決）。

そこで、当該事業のうち請求人が違法性を主張する部分を先行行為として検討すると、この先行行為は非財務会計行為であり、地方自治法第242条第1項に定める財務会計上の行為に該当しない。

次に、本件請求において、当該事業のうち請求人が違法性を主張する部分を先行行為、報償費の支出を後行する財務会計行為に置き換えて検討すると、先行行為の主たる目的は海岸エリアの魅力の向上であって、当該報償費の支出はその目的を達成するための数ある手段のうちの一つでしかないことから、先行行為の主たる目的が実質的に見て後行する報償費の支出に向けられていると評価することはできない。また、当該報償費の支出を行うに当たっては、専門家の推薦依頼、決定及び支出に至るまでの一連の手続を行っていることから、先行行為を行うことによって他に何らの手続もせず当然に当該報償費の支出義務を負担することになるものとも言えないので、密接かつ一体的な関係にあるとは解さない。

以上のことから、請求人の主張のうち当該事業の違法性を理由とした後行する財務会計行為の違法性の主張については、住民監査請求の対象となる財務会計行為ではないため、不適法な請求である。

(2) 海岸保全区域の危険性について研究実績のないB氏に対する報償費の支出の違法性の主張について

本件請求に係る財務会計行為である報償費について、専門家の推薦依頼、決定及び支出に至るまでの一連の手続について監査した結果、適切に処理されているものと認められた。

なお、海岸保全区域の危険性について研究実績のないB氏に対する報償費の支出は違法であるとの請求人の主張について、B氏が大学交流事業の相手方であるC大学の推薦する者である点や実際に行った内容が現地の視察及び事業者からの提案書に対する防災面での意見書作成という点を踏まえて検討すると、その選定方法や役務の提供への謝礼として支払った金額が違法であるとは言えない。

以上のことから、請求人の主張のうち、海岸保全区域の危険性について研究実績のないB氏に対する報償費の支出の違法性の主張は理由がないものと判断する。

(2) 年度別請求件数等(過去5年間)

年度	請求件数	処理結果			取り下げ
		勧告 (請求に理由があると認める場合)	請求棄却 (請求に理由がないと認める場合)	請求却下 (請求要件を欠く場合)	
28	—	—	—	—	—
29	—	—	—	—	—
30	—	—	—	—	—
R元	4	—	2	2	—
R2	3	—	2	3	—

(注) 1件の請求の中で複数の主張がされた場合において、主張内容により処理結果が異なるときは、それぞれの処理結果を計上するため、請求件数と処理結果の計が一致しないことがある。

(3) 請求事案及び処理結果(過去5年間)

請求年月日	事案	通知年月日	処理結果
R元. 7. 29	高村公園倉庫設置費用に関する請求	R元. 8. 9	却下
R元. 10. 15	退職手当の返納請求に関する請求	R元. 12. 9	棄却
R元. 11. 19	し尿収集運搬業務委託料に関する請求	R2. 1. 14	棄却
R元. 12. 12	高村公園設置倉庫の撤去に関する請求	R2. 1. 14	却下
R2. 11. 5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における委託料に関する請求	R2. 12. 21	一部却下 一部棄却
R2. 11. 5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における報酬に関する請求	R2. 12. 21	(受理後) 却下
R2. 11. 5	湘南海岸公園龍城ヶ丘ゾーン整備・管理運営事業における報償費に関する請求	R2. 12. 21	一部却下 一部棄却

3 監査の体制

(1) 監査委員（4人）（令和3年10月1日現在）

- 識見監査委員
代表監査委員（常勤） 高梨 秀美（平成29年12月20日就任）
監査委員 井澤 郁人（平成30年12月1日就任）
- 議選監査委員
監査委員 片倉 章博（令和3年5月19日就任）
監査委員 金子 修一（令和3年5月19日就任）

(2) 監査委員事務局（9人）（令和3年10月1日現在） ※育児休業職員含む。

事務局長
|
(監査担当) — 局長代理 — 主管（1） — 主査（3） — 主任（3）

4 令和2年度を振り返って

令和3年（2021年）10月

平塚市監査委員	高梨 秀美
同	井澤 郁人
同	片倉 章博
同	金子 修一

- 令和2年度は、4月に神奈川県を含む1都6県を対象とした感染症に関する緊急事態宣言がなされた。東京オリンピック・パラリンピック競技大会は7月に開催予定であったが延期になり、令和3年1月に神奈川県を含む1都3県に2度目の緊急事態宣言発出となった。その結果、感染症の拡大は一定程度抑えることができたものの、インバウンド需要の減少や経済活動を大幅に抑制したこともあり、全国的な景気に大きく影響した。
- 令和2年度の一般会計・特別会計を合わせた決算額は、歳入歳出ともに増加し、単年度収支では、一般会計は前年度の黒字から赤字へ、特別会計は前年度の赤字から黒字となった。また、財政構造の弾力性等は、財政力指数は前年度に比べ0.001ポイント上昇し、経常収支比率は前年度から0.9ポイント改善しているが、経常一般財源比率は低下しており、財政構造は依然として硬直化した状態が続いている。
- 病院事業は、将来構想の計画4年目であり、令和3年2月には、改訂版が策定された。将来構想開始以降、「持続的な健全経営の下、高度医療、急性期医療及び政策的医療を担い、患者さんの生命（いのち）を守る診療を行う」というビジョンの実現に向け、当該年度は感染症対策へ医療従事者が一丸となって取り組んできた。一連の対応について、評価するとともに、医療従事者への謝意を表したい。今後は、一刻も早い感染症の終息を願うが、将来の補てん財源としての補助金収入額は不確定な状況であることから、補助金等に依存しない持続可能な病院経営を目指す必要があると考える。
- 下水道事業は、地方公営企業法の適用5年目となり、導入以降の利益は平成30年度をピークに減少傾向にはあるものの、5年連続で純利益が計上されている。今後も引き続き利益を計上し、安定した経営が継続されることを期待する。

また、資本的収支に係る整備事業においては、ツインシティ大神地区公共下水道整備に関するもののほか、地震対策、長寿命化対策、浸水対策等の工事が行われた。下水道施設等については、地震や浸水等の自然災害に対する対策のほか、施設等の老朽化が進み、長寿命化対策を実施する必要があることから、引き続き「下水道中期ビジョン」などの関連する計画等により適切に事業を進められたい。
- 感染症は、行政のデジタル化やオンライン教育についての自治体間格差等、様々な課題を浮き彫りにした。これは、これまで進められなかった課題を一気に進めるチャンスでもある。この困難な状況を乗り越え、将来市民が振り返った時に正しい選択となる財政運営について、市民と共に職員一丸となり取り組まれることを望むものである。